

国民健康保険に関する事務 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)案の概要

1 特定個人情報保護評価について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)(以下「番号利用法」という。)による社会保障・税番号制度の導入に伴い、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を保有する事務においては、番号利用法第 27 条の規定により特定個人情報の取り扱いや情報漏えいなどのリスクを軽減するための措置等について特定個人情報保護評価を実施し、その内容を記載した評価書を公表することとされています。

また、番号利用法第 28 条の規定により特定個人情報ファイルの取り扱いについて「重要な変更」を加えようとする場合、広く意見を求めるものとされています。

今回、令和 6 年 4 月に予定している国保情報集約システムの機器更改に伴いクラウド化されることからリスク対策等について変更を行うため、特定個人情報保護評価書の修正を行います。

2 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の主な変更内容

(1) 国保情報集約システムのクラウド移行に伴うシステムの保守委託等について追記

国保情報集約システムは、国の委託により、公益社団法人国民健康保険中央会(以下「国保中央会」といいます。)が開発し、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」といいます。)に使用許諾されたシステムであるため、移行後の保守委託・システム運用事務を国保連合会に委託し、国保中央会に再委託します。

(2) 国保情報集約システムのクラウド移行に伴う特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限について追記

国保情報集約システムのクラウド移行作業時において、データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ ID を発効しますが、当該 ID の権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしています。また、移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該 ID を失効させることを委託先に遵守させることとしています。

(3) 国保情報集約システムのクラウド移行に伴う再委託先による特定個人情報ファイルの取扱いの記録について追記

国保情報集約システムのクラウド移行作業時において、上記(2)の対策のほかに、移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとします。移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すこと、特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしています。移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしています。